

## 遊具利用時の職員行動指針（抜粋）

- ◆階段は、緊急用のため解放は厳禁。子どもには利用させないでください。
- ◆すべての子どもたちが楽しむための遊具ではなく、運動能力を伸ばすための「野山を模倣した構築物」なのでミッションをクリアした子どものみが2階～3階の利用が許されるものとします。
- ◆自分の意志で、自分の能力でできることにチャレンジさせてください。
- ◆登りたくない子どもは無理して登らせないでください。
- ◆あきらかに能力を超えたチャレンジをしている子どもはすぐに中止させる。
  - ※登れない子どもの見極めを行ってください。
  - ※運動能力などが十分でない子どもの利用は制限してください。
- ◆目的外の使用（本来の遊び方以外の利用方法）については注意指導する。
- ◆手助けはしないでください。
- ◆泣いて登りたがっていても「自分の力で上がれなければ危ないんだよ」ということを教えてください。
- ◆高いところは怖く危ない場所です。その怖さを感じさせることも大切にしてください。
- ◆靴や帽子の落下などがあった園児は、一時遊具利用を中止させて下まで降りるように指導してください。
- ◆「発育発達段階に応じて冒険や挑戦をすること」と「安全確保」を両立させるようにしてください。
- ◆卒園までに登坂系遊具に登れるようにカリキュラムマネジメントをしてください。